

事務連絡  
令和7年4月1日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る  
同意書の取扱い等の周知用リーフレットの改訂について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費については、「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」（平成30年6月20日保医発0620第1号）及び「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成30年10月1日付け事務連絡）により、保険医が交付する同意書の取扱いを変更したところです。

このとき、上記の通知等について、保険医療機関及び保険医に対して周知を図るとともに、同意書を交付する際の留意事項等も併せて周知するため、上記通知等の内容を取りまとめたリーフレットを平成30年10月に作成したところですが、今般、令和6年10月の料金体系の見直し等を踏まえ、リーフレットを改訂しましたので、改めて会員の皆様への周知について御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。